

登米市人事行政の運営等の状況

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2及び登米市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年登米市条例第39号)第5条の規定に基づき、登米市の平成22年度における人事行政の運営等の状況について公表します。

番号	報 告 事 項
1	職員の任免及び職員数に関する状況
2-1	職員の給与の状況(普通会計職員)
2-2	職員の給与の状況(公営企業職員[病院事業・老人保健施設事業])
2-3	職員の給与の状況(公営企業職員[水道事業])
3	職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
4	職員の分限及び懲戒の状況
5	職員のサービスの状況
6	職員の研修及び勤務成績の評定の状況
7	職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

退職者・採用者の状況

平成22年度に退職、採用した一般職の職員の状況は、次のとおりである。

区分	一般行政職	労務職	消防職	医療職	合計
退職者数	70人	5人	10人	25人	110人
採用者数	15人	0人	7人	3人	25人

1 「一般行政職」とは、行政職給料表適用者をいう。以下同じ。

2 「労務職」とは、労務職給料表適用者をいう。以下同じ。

3 「消防職」とは、消防職給料表適用者をいう。以下同じ。

4 「医療職」とは、医療職給料表(一)～(三)適用者をいう。以下同じ。

再任用職員

再任用制度は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4及び第28条の5の規定により、高齢職員の知識、経験を活用することなどを目的として実施するものであり、再任用を希望する退職職員を、選考による能力実証を経て任用している。

任用形態は、一般職員と同様の時間での勤務となる常時勤務職員と一般職員より短い時間での勤務となる短時間勤務職員がある。

平成22年4月1日現在の再任用職員の状況は、次のとおりである。

常時勤務職員	短時間勤務職員	合計
0人	0人	0人

(2) 職員数

平成22年4月1日現在の各任命権者の職員数は、次のとおりである。

区分	職員数
市長部局	735 人
議会事務局	7 人
選挙管理委員会事務局	4 人
監査委員事務局	5 人
教育委員会	241 人
農業委員会事務局	11 人
消防	160 人
病院	472 人
水道	32 人
合計	1,667 人 (2,157人)

1 職員数は、毎年度総務省に報告する「地方公共団体定員管理調査」の数値(ただし、教育長を除く。)

2 ()内は、条例定数の合計。

(3) 役職別職員数

平成22年4月1日現在の役職別職員数は、次のとおりである。

区分	職員数
部長職	16人
次長職	46人
課長職	167人
課長補佐職	452人
係長職	424人
一般職	456人
労務職	106人
合計	1,667人

2 - 1 職員の給与の状況(普通会計職員) 公営企業職員を除く

(1) 決算の状況

人件費の状況(普通会計決算)

平成22年度の人件費の状況は、次のとおりである。

区分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	85,611人	千円 42,234,587	千円 1,532,866	千円 9,787,457	% 23.2	% 22.9

- 金額は、国の「地方財政状況調査」に基づき算出した普通会計決算額である。普通会計とは、他の地方公共団体との比較が可能となるよう設けられた統計上の会計である。
- 人件費とは、職員に支給される給与・退職手当と、市長や議員など特別職に支給される給与・報酬のほか、共済費(社会保険料の事業主負担分)などを含む経費の合計である。
- 実質収支とは、歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質的な残額である。
- 人件費率とは、人件費の歳出額全体に占める割合である。

職員給与費の状況(普通会計決算)

平成22年度の職員給与費の状況は、次のとおりである。

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
22年度	1,106人	千円 4,181,347	千円 702,014	千円 1,510,518	千円 6,393,879	千円 5,781

- 職員手当には、地域手当・扶養手当・住居手当・通勤手当などがある。退職手当は含まない。
- 職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

平成22年4月1日現在の一般職の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.3歳	329,075 円	366,758 円
労務職	49.3歳	295,446 円	318,031 円
消防職	39.2歳	273,593 円	324,902 円

- 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(3) 職員の初任給の状況

平成22年4月1日現在の新規採用職員の初任給の状況は、次のとおりである。

区 分		登米市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,006 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	139,009 円	140,100 円
労務職	高校卒	137,200 円	136,508 円	-
	中学卒	121,600 円	120,635 円	-
消防職	大学卒	172,200 円	-	-
	高校卒	140,100 円	-	-

(4) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額

平成22年4月1日現在の職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況は、次のとおりである。

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	235,333 円	273,163 円	330,433 円
	高校卒	196,700 円	239,017 円	300,512 円
労務職	高校卒	---	---	274,043 円
	中学卒	---	---	274,550 円
消防職	大学卒	231,980 円	---	---
	高校卒	230,829 円	247,583 円	278,386 円

経験年数の階層区分に該当する者がいない場合には、近似の階層区分に該当する者を記載している。

近似の階層区分にも該当する者がいない場合には---(ハイフン)を表示している。

一般行政職-大学卒-経験年数15年は近似の階層区分(経験年数14年~16年)の平均給料月額である。

一般行政職-大学卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数19年~21年)の平均給料月額である。

技能労務職-高校卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数18年~22年)の平均給料月額である。

技能労務職-中学卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数18年~22年)の平均給料月額である。

消防職-大学卒-経験年数10年は近似の階層区分(経験年数8年~12年)の平均給料月額である。

消防職-高校卒-経験年数10年は近似の階層区分(経験年数8年~12年)の平均給料月額である。

消防職-高校卒-経験年数20年は近似の階層区分(経験年数18年~22年)の平均給料月額である。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況

職員は、従事する職務の複雑、困難及び責任の度合いに基づき、その適用される給料表に定める級に格付けされている。

平成22年4月1日現在の行政職給料表が適用される一般行政職の級ごとの標準的な職務内容、その職員数及び構成比は、次のとおりである。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	定型的な業務を行う職務	58 人	8.5 %
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	123 人	18.0 %
3級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	136 人	19.9 %
4級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	256 人	37.4 %
5級	1 課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務 2 重要な業務を所掌する公所の長の職務	67 人	9.8 %
6級	1 本庁の次長及び支所長の職務 2 本庁の総務課長など重要な業務を所掌する課の長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれらと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	33 人	4.8 %
7級	会計管理者又は部長の職務若しくは職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のもので市長が規則で定める職の職務	12 人	1.8 %
計		685 人	---

- 1 登米市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
- 2 「級別職員数」は毎年度総務省に報告する「地方公務員給与実態調査」による一般行政職に該当し、かつ、行政職給料表の適用を受ける職員の数値であり、本市においては、病院、水道事業所に勤務する職員及び税務職、栄養士、保健師、保育士、消防士等を除いた職員の数値である。
国の一般行政職にあたる本市の職員数についての数値であり、国の基準に準じて公表するものである。
- 3 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
- 4 構成比は、小数点第二位を四捨五入し、小数点第一位まで表示しているため、計が100.0%にならない。

(6) 職員手当の状況

平成22年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

期末手当・勤勉手当

登 米 市	宮 城 県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,367千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,691千円	
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%～25%

()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(平成22年4月1日現在)

登 米 市			国		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)					
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(平成22年度)	17,976 千円	24,266 千円		- 千円	- 千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)			4,515 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			282,163 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都千代田区	18 %	2 人	18 %
宮城県仙台市	6 %	13 人	6 %
医 師	15 %	1 人	15 %

特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0 %
手当の種類(手当数)	無し

時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	251,423 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	251,675 円

その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶 養 手 当	配偶者13,000円 配偶者以外 1人につき6,500円 ただし、職員に配偶者がいない場合は扶養親族のうち 1人について11,000円 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に 達する日以後の最初の3月31日までの間にある 扶養親族たる子1人につき5,000円を加算	千円 158,203	円 230,281
住 居 手 当	月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃 - 12,000円 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 (家賃 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 = 支給額 ただし、27,000円を支給限度とする	千円 27,293	円 257,486

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
通勤手当	<p>交通機関の利用者 最も経済的・合理的な経路及び方法による定期券・回数券の価格を支給 ただし、55,000円を支給限度とする</p> <p>自動車等の使用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2km以上5km未満 2,000円 ・5km以上10km未満 4,100円 ・10km以上15km未満 6,500円 ・15km以上20km未満 8,900円 ・20km以上25km未満 11,300円 ・25km以上30km未満 13,700円 ・30km以上35km未満 16,100円 ・35km以上40km未満 18,500円 ・40km以上45km未満 20,900円 ・45km以上50km未満 21,800円 ・50km以上55km未満 22,700円 ・55km以上60km未満 23,600円 ・60km以上 24,500円 	千円 76,829	円 71,072
単身赴任手当	<p>異動等で通勤が困難となり、住居を移転し同居の配偶者と別居し単身で生活することを常況とする職員に対して支給(月額23,000円)</p> <p>ただし、職員の住居と配偶者の住居との距離が100km以上の場合は、距離数に応じて6,000円から45,000円を加算した額を支給</p>	千円 696	円 348,000
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員について、その職務の特殊性に基づき支給 最高額 66,400円</p>	千円 69,388	円 506,481
宿日直手当	<p>勤務1回につき4,200円を支給</p>	千円 6,056	円 12,310
休日勤務手当	<p>休日(祝日・年末年始)において正規の勤務時間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に対して支給 支給額 1時間当りの給与額 × (135/100) × 勤務時間数</p>	千円 45,672	円 131,242
夜間勤務手当	<p>正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給 支給額 1時間当たりの給与額 × (25/100) × 勤務時間数</p>	千円 12,155	円 49,011
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に勤務した場合 に支給 支給額 勤務1回につき6,000円～8,000円</p>	千円 4,355	円 41,476

2 - 2 職員の給与の状況(公営企業職員[病院事業・老人保健施設事業])

(1) 決算の状況

病院事業

平成22年度の病院事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
22年度	千円 7,717,599	千円 332,597	千円 4,592,985	% 59.5	% 58.6

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
22年度	451人	千円 1,829,463	千円 669,348	千円 669,113	千円 3,167,924	千円 7,024

職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

老人保健施設事業

平成22年度の老人保健施設事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
22年度	千円 366,457	千円 6,495	千円 219,838	% 60.0	% 58.2

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
22年度	21人	千円 68,051	千円 10,076	千円 23,352	千円 101,479	千円 4,832

職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

平成22年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
医師・歯科医師	50.3歳	607,937 円	1,589,253 円
医療技術職	41.2歳	297,733 円	340,417 円
看護師・准看護師	44.7歳	318,679 円	357,486 円
一般行政職	47.5歳	345,622 円	395,280 円
労務職	41.7歳	253,311 円	282,108 円

1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(3) 職員手当の状況

平成22年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

期末手当・勤勉手当

病院事業・老人保健施設事業	登米市(公営企業職員を除く)
1人当たり平均支給額(22年度) 1,463千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,367千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし

()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(平成22年4月1日現在)

病院事業・老人保健施設事業			登米市(公営企業職員を除く)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(平成22年度) 5,332 千円 24,800 千円			(平成22年度) 17,976 千円 24,266 千円		

退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		53,512 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		1,372,113 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都千代田区	18 %	0 人	18 %
宮城県仙台市	6 %	0 人	6 %
医 師	15 %	38 人	15 %

特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		221,308	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		674,721	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)		69.5	%
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	内容	左記職員に対する支給単価	
診療手当	市立病院等に勤務する医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して支給	管理者が定める額	
救急勤務医手当	登米市民病院に勤務する医療職給料表(一)の適用を受ける職員に対して救急診療業務に従事したときに支給	日直及び宿直勤務中に処置した場合 ・入院を伴う場合1人につき 5,000円 ・入院を伴わない場合1人につき 2,000円 勤務時間外に救急呼び出しを受け処置した場合 ・入院を伴う場合1人につき 5,000円 ・入院を伴わない場合1人につき 3,000円	
死体処理手当	死体処理に従事したときに支給	死体1体につき 1,000円を従事した人員で除した額	
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事する職員に支給	・診療放射線技師 月額 5,000円 ・看護師、准看護師 月額 4,000円 ・歯科衛生士 月額 3,000円	
夜間看護手当	市立病院等に勤務する看護師、准看護師、助産師及び技士(看護補助・介護補助)が、正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したときに支給	深夜における勤務時間が ・4時間以上である場合 勤務1回につき 3,300円 ・2時間以上4時間未満である場合 勤務1回につき 2,900円 ・2時間未満である場合 勤務1回につき 2,000円	
待機手当	市立病院等に勤務する医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の適用を受ける職員が、正規の勤務時間以外の時間において緊急業務のため待機を命ぜられた場合に支給	勤務1回につき 1,700円	

時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	53,405	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	147,527	円

その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	普通会計職員に同じ	千円 37,487	円 216,690
住居手当	//	千円 12,261	円 272,460
通勤手当	//	千円 26,798	円 73,019
単身赴任手当	//	千円 276	円 276,000

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
初任給調整手当	専門的知識を必要とし、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対し、月額365,500円を支給 ただし、医科大学卒業後の年数に応じて減額	千円 92,556	円 3,085,210
管理職手当	普通会計職員に同じ	千円 91,030	円 1,110,124
宿日直手当	勤務1回につき ・医師 20,000円 (土曜日、日曜日、祝日30,000円) ・医師以外 5,000円 を支給	千円 30,715	円 136,511
休日勤務手当	普通会計職員に同じ	千円 2,103	円 24,169
夜間勤務手当	//	千円 26,428	円 128,293
管理職員特別勤務手当	//	千円 1,457	円 35,537

2 - 3 職員の給与の状況(公営企業職員[水道事業])

(1) 決算の状況

水道事業

平成22年度の水道事業の決算の状況は、次のとおりである。

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考)21年度の 総費用に占める 職員給与費比率
22年度	千円 3,396,342	千円 325,751	千円 270,512	% 8.0	% 7.5

区分	職員数	給与費				1人当たり
	A	給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	給与費 B/A
22年度	32人	千円 128,078	千円 24,009	千円 46,870	千円 198,957	千円 6,217

職員数は、平成22年4月1日現在の人数である。

(2) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

平成22年4月1日現在の職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況は、次のとおりである。

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
47.3歳	340,842 円	400,866 円

1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当などのすべての諸手当の額を合計したものである。

(3) 職員手当の状況

平成22年度における主な職員手当の状況は、次のとおりである。

期末手当・勤勉手当

水 道 事 業	登米市(公営企業職員を除く)
1人当たり平均支給額(22年度) 1,465千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,367千円
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% ・管理職加算 なし

()内は、再任用職員に係る支給割合である。

退職手当(平成22年4月1日現在)

水 道 事 業			登米市(公営企業職員を除く)		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)		
(退職時特別昇給 なし)			(退職時特別昇給 なし)		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
(平成22年度)	— 千円	24,778 千円	(平成22年度)	17,976 千円	24,266 千円

退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)		-		円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
東京都千代田区	18 %	0 人	18 %	
宮城県仙台市	6 %	0 人	6 %	

特殊勤務手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(22年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)	0 %
手当の種類(手当数)	無し

時間外勤務手当

支給実績(22年度決算)	16,847 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	601,671 円

その他の手当(平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (22年度決算)	支給職員 1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	普通会計職員に同じ	千円 4,478	円 248,778
住居手当	//	千円 851	円 283,667
通勤手当	//	千円 2,129	円 73,745
管理職手当	//	千円 2,386	円 596,436
宿日直手当	勤務1回につき5,600円を支給	千円 2,895	円 99,834
管理職員特別勤務手当	普通会計職員に同じ	千円 254	円 63,500

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間

	1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	勤務時間	休憩時間	週休日
本庁型勤務	38時間45分	7時間45分	8:30 ~ 17:15	12:00 ~ 13:00	日曜日及び土曜日
変則型勤務 (保育所、病院等)	4週間を平均し、 1週間当たり38時間45分		例) 保育所 7:00 ~ 15:45 例) 病院 17:15 ~ 翌2:00	業務の実情に 応じ1時間 業務の実情に 応じ1時間	4週間を通じて 指定する8日間

総合支所市民福祉課の窓口業務に従事する職員については、11:30 ~ 14:00までの間に1時間の休憩を取得している。

(2) その他の勤務条件

年次有給休暇の取得状況(平成22年1月1日 ~ 平成22年12月31日)

総付与日数 A	総取得日数 B	対象職員数 C	平均取得日数 B / C	取得率 B / A
63,856日	16,332日	1,635人	10.0日	25.6%

年次有給休暇は、1年につき20日付与される。また、付与された20日のうち使用しなかった分を翌年に繰り越すことができる。

育児休業・部分休業及び育児短時間勤務制度の取得状況(平成22年度)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性	34人	0人	0人
	11人	0人	0人
計	34人	0人	0人
	11人	0人	0人

- 「育児休業」は職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができる。育児休業により勤務しない期間は無給となり、期末手当及び勤勉手当については、勤務しない期間に応じ減額されることになる。
- 「部分休業」は、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲で、30分単位で取得することができる。休業期間の給料は、勤務しない1時間につき、1時間当たりの給与額が減額される。
- 「育児短時間勤務」は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために、複数ある勤務形態から選択し、希望する日及び時間帯に勤務することができる制度である。給与は勤務時間に応じて支給される。
- 各取得者数欄の上段には平成22年度新たに育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)を取得した者、下段には育児休業(部分休業又は育児短時間勤務)の期間が平成21年度以前から平成22年度にかけて引き続いていている者の数を計上している。

4 職員の分限及び懲戒の状況

(1)分限処分の状況

分限処分とは、公務の能率の維持及びその適正な運営の確保という目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分であり、地方公務員法第28条及び登米市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例に基づき処分が行われる。

平成22年度の方限処分の状況は、次のとおりである。

区分	免職	休職	降任	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	-	-	-	-	-	-
心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	-	13人	-	-	13人	-
その職に必要な適格性を欠く場合	-	-	2人	-	2人	-
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合	-	-	-	-	-	-
刑事事件に関して起訴された場合	-	-	-	-	-	-
条例で定める事由に該当する場合	-	-	-	-	-	-
欠格条項該当	-	-	-	-	-	-

(2)懲戒処分の状況

懲戒処分は、職員に職務上の義務違反、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、地方公務員法第29条及び登米市職員の懲戒の手続及び効果等に関する条例に基づき処分が行われる。

平成22年度の方懲戒処分の状況は、次のとおりである。

区分	免職	停職	減給	戒告	合計	訓告等
法令に違反した場合	-	-	-	-	-	-
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	-	-	2人	5人	7人	29人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	-	3人	1人	1人	5人	43人

5 職員のサービスの状況

サービスの概要

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行に当たっては全力をあげて勤務しなければならない。このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員にさまざまな義務が課せられている。

地方公務員法の規定により、次のような職務上の義務がある。

法令等及び上司の職務上の命令に従う義務	信用失墜行為の禁止	
秘密を守る義務	職務に専念する義務	政治的行為の制限
争議行為等の禁止	営利企業等の従事制限	

6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

職員の研修は「登米市人材育成基本方針」に基づき実施している。

平成22年度の研修の状況は、次のとおりである。

区分	内容	受講者数	備考
職場研修	8講座開催	2,322人	課長級等研修、キャリアデザイン研修 他
自己啓発研修	通信制講座受講支援等	8人	e - ラーニング法令実務研修 他
職場外研修	宮城県市町村職員研修所	214人	階層別研修、実務研修、ステップアップ研修 他
派遣研修	環境省、宮城県派遣等	19人	東北六県研修、自治大学校、市町村アカデミー 他

(2) 勤務成績の評定の状況

平成22年度については、勤勉手当の成績率決定に係る勤務成績の評価を実施した。

係長級以上の職員については、勤務態度、能力、業績及び管理運営能力について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。なお、課長級の職員の評価は部局長が行っている。

上記以外の一般職員については、勤務態度、能力及び業績について総合的に評価を行うこととし、評価は被評価者の所属の課長、所長等と部局長が複数で行っている。

7 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康管理に関する状況

法律及び市規則の規定により、職員の健康診断等を行っている。

平成22年度の健康管理に関する状況は、次のとおりである。

区分	対象者	受診者数
定期健康診断	全職員(人間ドック受診者を除く)	987人
人間ドック	35歳以上の希望者	524人
胃がん検診	35歳以上の希望者	115人
子宮がん検診	20歳以上の希望者	345人
乳がん検診	30歳以上の希望者	307人
大腸がん健診	40歳以上の希望者	86人
かくたん検査	希望者	61人
前立腺がん検査	希望者	75人

(2) 職員互助会の状況

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項を行う目的として、規則等により登米市職員互助会を組織し福利厚生事業を実施している。

平成22年度の職員互助会の状況は、次のとおりである。

事業内容	各種給付事業(結婚、出産、弔慰)、交通安全推進事業、自主サークル活動助成事業
------	--

(3) 共済制度

共済制度は、職員の掛金と地方公共団体の負担金を財源として、市町村職員共済組合等が、職員の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とし、下記事業を行っている。

平成22年度の掛金・負担金については、次のとおりである。

短期給付事業

職員とその家族の病気やケガ等の際、医療費や必要な給付が行われる。

市町村職員共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	給料月額 × 52.5/1000	給料月額 × 53.75/1000
	期末手当等 × 42/1000	期末手当等 × 43/1000
介護保険	給料月額 × 5.9375/1000	給料月額 × 5.9375/1000
	期末手当等 × 4.75/1000	期末手当等 × 4.75/1000

公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
医療給付	給料月額 × 37.0/1000	給料月額 × 37.41/1000
	期末手当等 × 29.6/1000	期末手当等 × 29.93/1000
介護保険	給料月額 × 4.86/1000	給料月額 × 4.86/1000
	期末手当等 × 3.89/1000	期末手当等 × 3.89/1000

長期給付事業

職員の退職、障害又は死亡の際、年金や一時金の給付が行われる。

市町村職員共済組合・公立学校共済組合

区分	本人掛金	事業主負担金
4月～8月	給料月額 × 94.7125/1000	給料月額 × 137.7125/1000
	期末手当等 × 75.77/1000	期末手当等 × 110.17/1000
9月～3月	給料月額 × 96.925/1000	給料月額 × 139.925/1000
	期末手当等 × 77.54/1000	期末手当等 × 111.94/1000

福祉事業

職員とその家族の健康保持、増進の事業など各種事業が実施される。

市町村職員共済組合

本人掛金	事業主負担金
給料月額 × 2.7/1000	給料月額 × 2.7/1000
期末手当等 × 2.16/1000	期末手当等 × 2.16/1000

公立学校共済組合

本人掛金	事業主負担金
給料月額 × 1.65/1000	給料月額 × 1.65/1000
期末手当等 × 1.32/1000	期末手当等 × 1.32/1000

(4) 公務災害補償制度

職員が公務上又は通勤途上に災害にあった場合、地方公務員災害補償法に基づいて補償される。

平成22年度の公務災害補償認定状況は、次のとおりである。

公務災害	通勤災害	合計
15人	1人	16人